

平成28年度

経営所得安定 対策と米政策

Point 1

需要に応じた
生産の推進



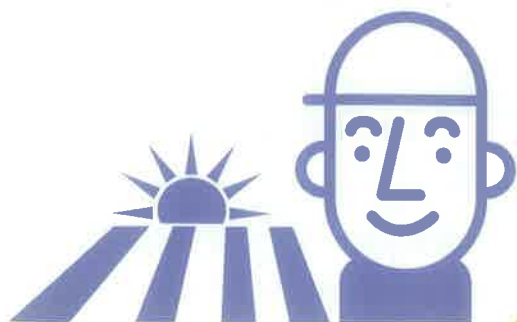
Point 2

TPP大筋合意と対応



Point 3

経営所得安定対策



Point 4

水田フル活用の
概要



目 次

1 需要に応じた生産の推進 2	3 経営所得安定対策 7
1) 平成27年産米の作付と米価 2	1) 認定農業者、集落営農等が要件です 7
2) 平成28年産における需給の見通し 3	集落営農の組織化 8
3) 適正量の備蓄米の確保 3	集落営農の法人化 8
4) 平成30年産以降のイメージ 4	2) ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）... 9
5) 平成30年産以降の米政策に関するQ & A 5	ナラシ対策による補てんのイメージ（参考） 10
2 TPP大筋合意と対応（米について） 6	3) ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金） 11
1) 米の貿易の仕組み 6	4) 米の直接支払交付金 13
2) TPP大筋合意の結果 6	4 水田フル活用の概要（需要のある作物の振興） 14
3) TPP大筋合意への対応 6	水田活用の直接支払交付金 14

1 需要に応じた生産の推進

1 平成27年産米の作付と米価

平成27年産については、主食用米から飼料用米、麦、大豆、WCS（稲発酵粗飼料）等への転換など、自主的な需給調整への取り組みが進み、平成16年産から生産数量目標の配分を開始して以来、初めて超過作付が解消されました。また、平成27年産においては米価が前年に比べ、相対取引価格で1,154円の上昇となりました（下図参照）。

（参考）相対取引価格の推移

平成 26 年産	平成 27 年産
11,979 円／60kg	13,133 円／60kg
（年産平均）	（平成27年11月末までの年産平均）

+1,154円

主食用米及び戦略作物の作付面積の動向

		主食用米			戦略作物等（基幹作物のみ）				
		作付面積①	生産数量目標②	超過作付①-②	飼料用米	WCS	麦	大豆	その他
平成26年産	（万ha）	147.4	144.6	2.8	3.4	3.1	9.8	8.0	19.8
平成27年産	（万ha）	140.6	141.9	▲1.3	8.0	3.8	9.9	8.7	19.8
差（27-26）	（万ha）	▲6.8	▲2.7	▲4.1	4.6	0.8	0.2	0.6	▲0.0

超過作付が初めて解消
（平成16年産から生産数量
目標を配分して以降初）

前年比 6.2 万 ha 増（米換算で 33 万 t 相当）

= 飼料用米 24 万 t + 麦・大豆等 9 万 t
（※ 530kg/10a で換算）

注1：ラウンドにより差が異なる場合がある。

注2：「その他」の内訳は、飼料用米及び WCS 以外の新規需
要米、加工用米、備蓄米、飼料作物、そば、なたね

⇒ 飼料用米 51 万 t の取組に相当

（27 年産増加分（33 万 t）+ 26 年産（18 万 t））

2 平成28年産における需給の見通し

平成28年産においても、平成27年産で取り組まれたような、需要に応じた生産の取り組みを継続・定着させていくことが大切です。

● 平成28/29年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

平成 28 年 6 月末民間在庫量	A	207	207
平成 28 年産主食用米等生産量	B	743 ¹ (生産数量目標)	735 ² (自主的取組参考値)
平成 28/29 年主食用米等供給量計	C = A + B	950	942
平成 28/29 年主食用米等需要量	D	762 ³	762 ³
平成 29 年 6 月末民間在庫量	E = C - D	188	180

1 全国の生産数量目標については、引き続き、需要に応じた生産を推進するため、予見可能性という観点にも留意し、近年のトレンドとして需要が毎年概ね 8 万トン減少していることを勘案し、**昨年**の平成 27 年産米の生産数量目標 751 万トンから 8 万トンを控除した 743 万トンと設定

2 全国の自主的取組参考値については、仮にこれだけ生産すれば、**平成 29 年 6 月末の民間在庫量が近年では低位の水準となるものとして 735 万トンと設定**

(参考) 6 月末民間在庫量の推移

(単位：万トン)

	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
民間在庫量	212	216	181	180	224	220	226

3 平成 8/9 年から平成 26/27 年までの**需要実績**を用いて、**トレンド**で算出した 762 万トンと見通す

主食用米の需要量は毎年おおむね 8 万トンずつ減少しています。そのため、平成28年産以降も、需要に応じた生産が求められます。現状は、行政が生産数量目標を配分していますが、平成30年産以降は行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が求められることになります。

このためには、平成30年産以降に向けて生産者や集荷業者が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、主食用米に限らず、どのような作物をどれだけ生産・販売すればよいかを判断することが必要です。

3 適正量の備蓄米の確保

国は、米穀の生産量の減少に備え、必要な数量の米穀を備蓄米として保有することとしています。

(1) 備蓄運営の基本的な考え方（備蓄運営は平成23年度から棚上備蓄方式に移行）

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（毎年 6 月末時点）。
- ② 国内産米を一定期間（5 年間程度）備蓄。
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施。
- ④ 備蓄米は、一定期間保管後に飼料用、加工用等の非主食用としての用途に販売。
- ⑤ 米の不足時における備蓄米の放出等については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会の議論を踏まえ、農林水産大臣が決定
(災害等による緊急事態の場合は、農林水産大臣が必要と認めるときに、備蓄米を代替供給できる)。

(2) 平成27/28年の備蓄運営

平成27年産米の備蓄米としての買入契約数量は25万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（平成27年6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、17～25万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成27/28年の備蓄運営は、表のとおりです。

なお、平成28年産米の備蓄米買入予定数量は、22.5万トンとしています。

平成27/28年の備蓄運営

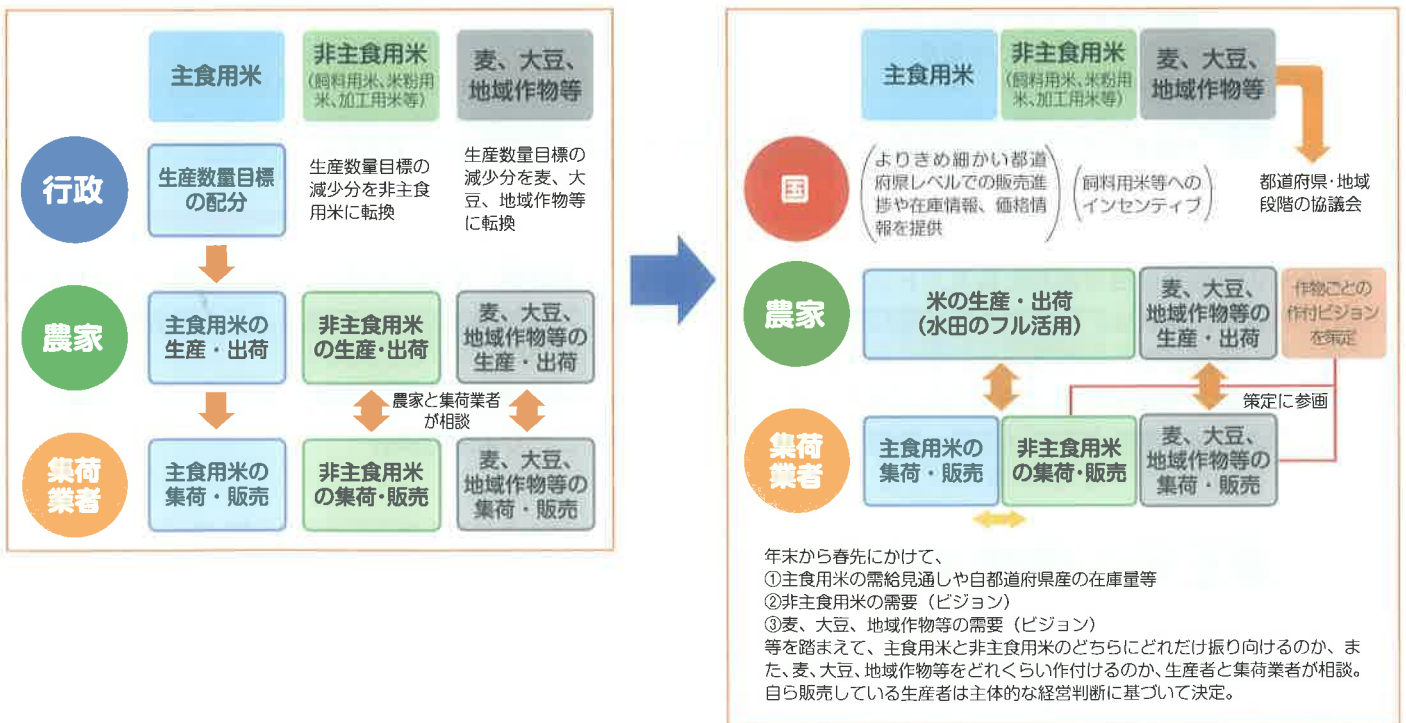
(単位：万トン)

平成27年6月末備蓄量	A	91
平成27年産米買入契約数量	B	25
平成27/28年非主食用販売量	C	17～25
平成28年6月末備蓄量	D = A + B - C	91～99

4 平成30年産以降のイメージ

現状では、行政が生産目標数量を配分しているが、現場に近づくほど、生産目標数量の配分と販売力との間にギャップが生じています。

このため、平成30年産からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない、需要に応じた生産が行なえるよう、国は、環境整備の一環として、産地別にきめ細かい需給、価格情報や販売進捗・在庫などの情報を提供しています。また、地域ごとに、水田フル活用ビジョンの策定を通じて非主食用米や麦、大豆、地域作物等の作付を誘導し、生産者や集荷業者は、これらを踏まえて、経営判断や販売戦略に基づき、どのような作物をどれだけ生産、販売するかを決定します。



5 平成30年産以降の米政策に関するQ&A

Q. 平成30年産以降の生産の姿が見えない。主食用米は作りたいだけ作れるのか？

A. 平成30年産以降は行政による生産数量目標の配分は行われなくなります。米の需給・価格の安定を図るためには、各産地で売れ残り（持越在庫）が発生しないよう需要に応じた生産を進めることが基本であり、平成27年産のように各産地が自主的に主食用米から飼料用米をはじめとする主食用米以外の需要のある作物に転換する取り組みを継続することが必要です。

Q. 平成30年産以降も引き続き国から数字を示すべきではないか？

A. 平成30年産以降は、国から全国ベースの需要見通し及び生産の見通しのみを提示しますが、平成28年産より県別の生産数量目標のシェアを固定し配分しているため、既に、全国の生産数量目標により、県別の生産数量目標が誰でも計算できるようになっています。

また、国からは産地別主要銘柄ごとのきめ細かな情報を提供し、産地の具体的な販売戦略を支援していきます。

Q. 生産数量目標の配分が無くなれば、過剰県が生産を増大させるのではないか？

A. 産地銘柄ごとに価格や売れ行きは大きく異なっており、他県の状況に関らず自県産米の売れ残りが生じないように生産していかなければ、結局自県産米の価格が低迷することになります。

Q. 国に代わって、県庁が需給調整に対する関与を強めていかなければならないのか？

A. 都道府県段階の需給調整において、実質的に中心的な役割を担っているのは、県庁、生産者団体の場合など様々です。このような実態を踏まえ、地域で実効ある需給調整を行っていくことが重要です。

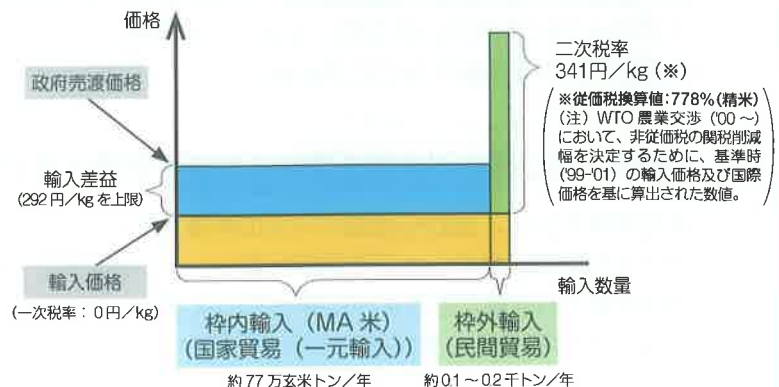
2

TPP大筋合意と対応（米について）

（１）米の貿易の仕組み

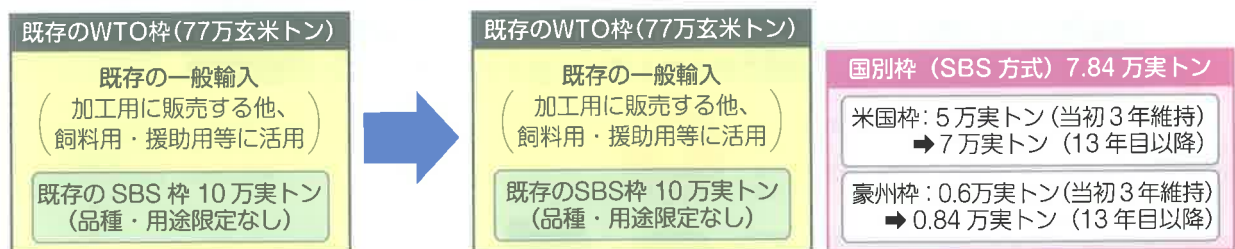
現在のMA米については、WTO協定に基づき、右図のような国境措置をとっています。具体的にはWTO協定上、我が国は、年間77万玄米トンのミニマムアクセス枠を約束しており、これ以上の輸入については、民間貿易により輸入米が大量に流入することがないように、高い二次税率を設定しています。

また、その枠内の輸入については、国家貿易により、一元的に輸入し、輸入差益（いわゆるマークアップ）を徴収しつつ、用途に応じた売り渡し管理を行っています。



（２）TPP大筋合意の結果

上記に示した現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（341円/kg）を維持した上で、米国と豪州にSBS（売買同時契約）方式による国別枠が設定されました。



（３）TPP大筋合意への対応

農林水産業における政府の関連政策（概要）

総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日 TPP総合対策本部決定）からの抜粋

①米の経営安定・安定供給対策

○国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。



②攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

産地パワーアップ事業を創設し、高性能な機械・施設の導入、水田の畑地化、革新的技術開発、農林漁業成長産業化支援機構のさらなる活用などを進める。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

重点品目ごとの輸出促進、産地と外食・中食等が連携した新商品開発などにより新たな需要を拡大する。

3 経営所得安定対策

平成28年産の加入申請期限は平成28年6月末です

1 認定農業者、集落営農等が要件です

①認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者で、いずれも面積規模要件はありません。

認定農業者や集落営農の構成員等になっていない方は、経営改善計画の提出や集落営農への参加、新たな集落営農の組織化等を早めに進めましょう。

(なお、米の直接支払交付金(7,500円/10a)〔平成29年産までの時限措置〕について対象となるのは、平成27年産と同様に米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農です)

②集落営農の加入要件

集落営農がゲタ・ナラシ対策に加入するには、

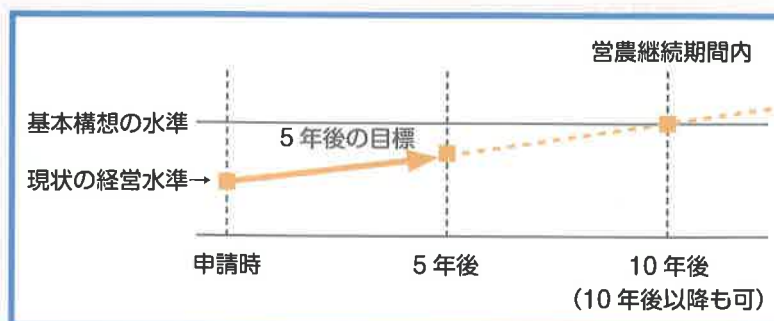
●組織の規約を作成していること、 ●対象作物について共同販売経理を行っていること、
の2要件を満たすことが必要です。

なお、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱います(最寄りの市町村にご相談ください)。

(参考)農業経営改善計画の認定の考え方

認定農業者の認定を受けられるのは、市町村が基本構想で示す目標を目指して、自ら経営改善に取り組む意欲と能力のある人です(現在の年齢や経営規模の大小だけで画一的に判断されることはありません)。

このような人であれば、5年間(経営改善計画の計画期間)では市町村が基本構想で示す目標を達成できそうになくても、将来的に到達の見込みがあれば、認定を受けることができます。将来も全く到達の見込みがないのであれば受けることはできません。



農業者年金と経営所得安定対策等の重複申請の発生防止について —すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ—

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則経営所得安定対策等の申請はできませんので、移譲先の名義で申請する必要があります(農業者年金に関することは市町村農業委員会にお問い合わせ下さい)。

集落営農の組織化

集落営農のメリット

経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）に加入できるとともに、次のような**メリット**があります。

1. 構成員の能力、体力に応じた役割分担が可能となり、**作業の効率化**が進みます。
2. 次の取り組みにより**コスト低減**が図られます。

●機械の共同利用や作業の共同化 ●種苗、肥料、農薬の一括購入

集落営農を組織するためには

Step1 近隣の方々と集落営農の立ち上げについて話し合います。

Step2 市町村役場、地域農業再生協議会等へ相談します。

Step3 組織の運営方法等について話し合い、規約を作成します。

Step4 設立総会を開催します。

組織化を支援します

規約の作成や設立準備会等に費用がかかることから、集落営農の組織化に対して定額（20万円）で助成します。 ※交付申請手続き等については、市町村にお問い合わせください。

集落営農の法人化

法人化のメリット

集落営農を**将来にわたり安定的に運営**していくためには、**法人化することが重要**です。

法人化することで次のようなメリットがあり、それを活かして**積極的な経営展開を図る**ことができます。

①農地の安定的な利用が可能

●農地の権利を取得することができ、より安定的な農地利用が可能となります。

②役員の権限が明確化

●経営発展のための判断が素早く行えるようになります。

③取引信用力が向上

●対外的な信用力が高まることによって、融資や出資などを受けやすくなります。

④新たな人材の確保

●新たな人材の雇用が可能となり、組織の継続性を確保することができます。

法人化を支援します

定款の作成や登記申請手続などの費用がかかることから、集落営農・複数個別経営の法人化に対して国の農業経営力向上支援事業により、定額（40万円）の助成が受けられます。

また、法人経営に必要な労務、財務管理の研修等を支援します。

※交付申請手続き等については、市町村にお問い合わせください。

2 ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

米価等が下落した際に収入を補てんする保険的制度です

(1) 対象者

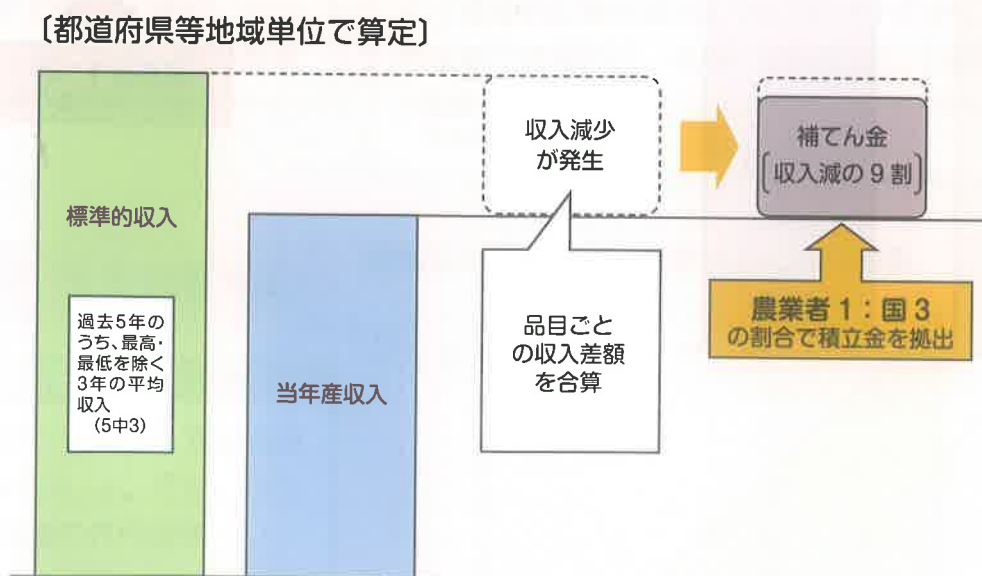
認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象
(規模要件はありません)

(2) 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- 農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- 国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- 補てんは、収穫後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。

ナラシ対策による補てんのイメージ(参考)

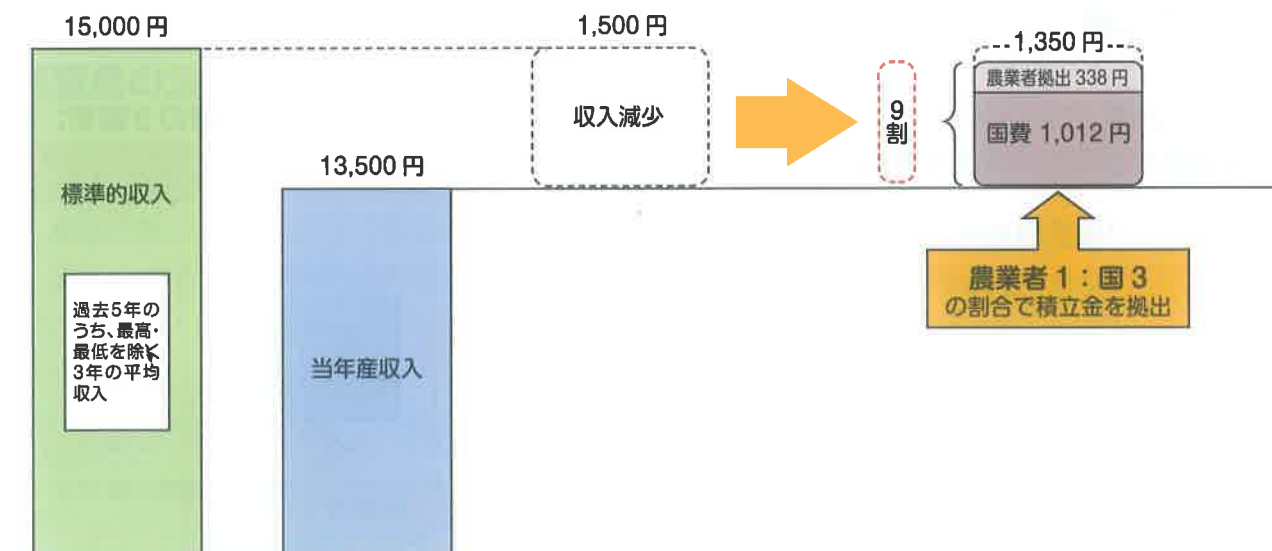
ナラシ対策は、水田経営において、10aごとの米や麦、大豆など品目ごとの収入が、都道府県単位での算定で減少した際に、その差額の9割を補てんするものですが、わかりやすくするため、米についてだけ、しかも価格下落の影響に限定して紹介します。

米60kg当たりの収入が過去5年のうちの最高と最低を除いた3年間の平均で15,000円だったとして、今年の収入が13,500円まで減少したとします。

収入減少額は1,500円ですが、ナラシ対策に加入していれば、9割に相当する1,350円が支払われます。このうち農業者の拠出は4分の1で、残りの4分の3は国が拠出してくれるという有利な仕組みです。農業経営を安定させるために、ナラシ対策への加入を進める必要があります。

仮に、

標準的収入が15,000円／60kgで、
当年産収入が13,500円／60kgの場合



3 ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金が直接交付されます。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象です。

(2) 支払方法

支払いについては、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払（営農継続支払）として当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いします。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

② 交付単価（全国一律）

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの単価で直接交付。また、品質に応じて単価を設定。
※面積払（営農継続支払）を受けた者には、その交付額を控除して支払われます。

(4) 面積払（営農継続支払）

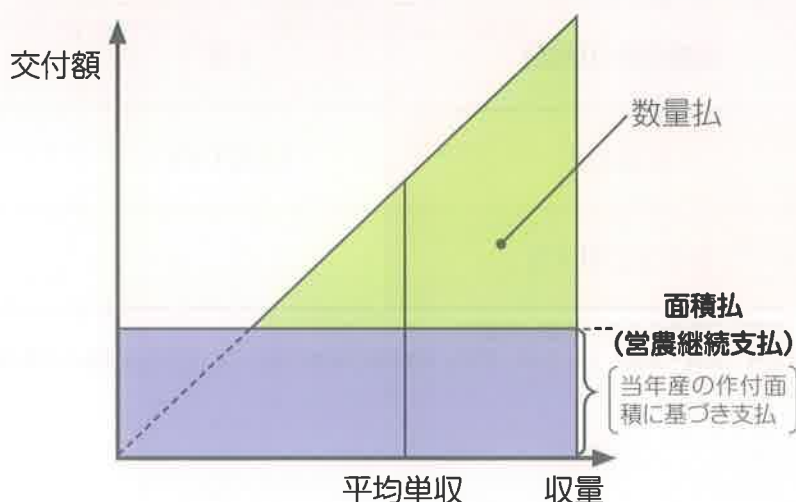
① 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

2万円/10a
(そばについては1.3万円/10a)

数量払と面積払（営農継続支払）の関係



数量払の交付単価

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差があるため、品質に応じて数量払の交付単価の増減が行われます。

小麦

(円／60kg)

品質区分 (等級／ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410 円	5,910 円	5,760 円	5,700 円	5,250 円	4,750 円	4,600 円	4,540 円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～D ランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

※パン・中華麺用品種については、上記の単価に 2,550 円 /60kg を加算。

大麦・はだか麦

(円／単位数量)

品質区分 (等級／ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg 当たり)	5,190 円	4,770 円	4,650 円	4,600 円	4,330 円	3,910 円	3,780 円	3,730 円
六条大麦 (50kg 当たり)	5,860 円	5,440 円	5,310 円	5,260 円	4,830 円	4,410 円	4,290 円	4,240 円
はだか麦 (60kg 当たり)	7,650 円	7,150 円	7,000 円	6,910 円	6,080 円	5,580 円	5,430 円	5,350 円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～D ランク：白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円／60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520 円	11,830 円	11,150 円
特定加工用大豆	10,470 円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円／t)

品質区分 (糖度)	←(+0.1度ごと)	16.3 度	→(▲0.1度ごと)
てん菜	+ 62 円	7,260 円	▲ 62 円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)	←(+0.1%ごと)	19.5%	→(▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+ 64 円	12,840 円	▲ 64 円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円／45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
そば	14,700 円	12,590 円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円／60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,850 円	9,110 円

4 米の直接支払交付金 (7,500円/10a)

米については、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、平成 26 年産から単価を 7,500 円 /10a に削減したうえで、平成 29 年産までの時限措置として実施します（平成 30 年産から廃止）。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定
(種子、醸造用玄米は10a控除の対象外)

4

水田フル活用の概要（需要のある作物の振興）

水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

(1) 交付対象者

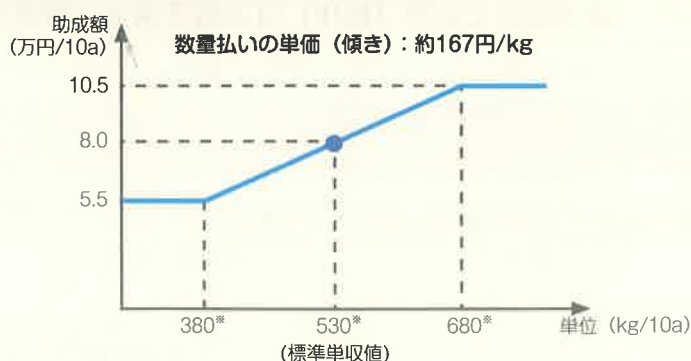
販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家、集落営農（米の生産数量目標の達成にかかわらず交付の対象となります）。

(2) 支援内容

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS（稲発酵粗飼料）用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ



数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることが条件
 ※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用にあたっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用。

② 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、または戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

15,000 円 / 10a

作付パターン（例）	交付金額（10a 当たり）
主食用米 + 麦	（米の直接支払） + 1.5 万円
麦 + 大豆	3.5 万円 + 1.5 万円
飼料用米 + 麦	5.5 ～ 10.5 万円 + 1.5 万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5 ～ 10.5 万円 + 1.5 万円

③ 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を支援します。

13,000 円 / 10a

④ 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。

国から配分される資金枠の範囲で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます。

また、地域の取組に応じた配分（下表）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米 米粉用米	多収品種への取組	12,000 円 / 10a
加工用米	複数年契約（3 年間）の取組	12,000 円 / 10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成 23 年度に県別優先枠として配分した 6 万トンについては対象外。	7,500 円 / 10a
そば なたね	作付の取組	20,000 円 / 10a（基幹作） 15,000 円 / 10a（二毛作）

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して配分（5,000 円 / 10a）します。

(3) 水田フル活用ビジョン

「水田フル活用ビジョン」は、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物振興の設計図となるものです。

産地交付金による支援は、水田フル活用ビジョンに基づく取組に対して行われることになります。
※水田フル活用ビジョンの作成が、産地交付金による支援の要件となります。

<水田フル活用ビジョンの内容>

○取組方針

- ・作付の現状、地域が抱える課題
- ・作物ごとの生産の取組方針（非主食用米の作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など）
- ・作物ごとの作付予定面積
- ・平成 28 年度の目標（作付面積、生産量等）

○産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・支援対象となる品目、具体的な使途（取組内容）
- ・支援単価 等

〔都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成のうえ、5 月 31 日までに都道府県から国に提出〕

平成28年産米の都道府県別の生産数量目標等

都道府県	27年産生産数量目標 のシェア(注1)	28年産生産数量目標		28年産自主的取組参考値	
			面積換算値		面積換算値
全国計	100%	743万トン	140万ha	735万トン	139万ha
北海道	547,330 / 7,510,000	541,500	100,464	535,669	99,382
青森	242,460 / 7,510,000	239,877	41,075	237,294	40,633
岩手	271,210 / 7,510,000	268,321	50,342	265,432	49,800
宮城	348,620 / 7,510,000	344,906	65,077	341,193	64,376
秋田	417,540 / 7,510,000	413,092	72,093	408,644	71,317
山形	344,500 / 7,510,000	340,830	57,282	337,160	56,666
福島	339,550 / 7,510,000	335,933	61,980	332,316	61,313
茨城	337,370 / 7,510,000	333,776	63,698	330,182	63,012
栃木	298,690 / 7,510,000	295,508	54,724	292,326	54,134
群馬	75,670 / 7,510,000	74,864	15,155	74,058	14,991
埼玉	151,270 / 7,510,000	149,659	30,543	148,047	30,214
千葉	246,490 / 7,510,000	243,864	45,582	241,239	45,091
東京	770 / 7,510,000	762	185	754	183
神奈川	14,400 / 7,510,000	14,247	2,890	14,093	2,859
新潟	521,290 / 7,510,000	515,737	95,507	510,184	94,479
富山	185,650 / 7,510,000	183,672	34,203	181,695	33,835
石川	123,630 / 7,510,000	122,313	23,567	120,996	23,313
福井	125,460 / 7,510,000	124,124	23,916	122,787	23,658
山梨	27,430 / 7,510,000	27,138	4,961	26,846	4,908
長野	194,000 / 7,510,000	191,933	30,907	189,867	30,574
岐阜	111,270 / 7,510,000	110,085	22,558	108,899	22,315
静岡	82,920 / 7,510,000	82,037	15,746	81,153	15,576
愛知	134,970 / 7,510,000	133,532	26,338	132,094	26,054
三重	143,510 / 7,510,000	141,981	28,396	140,453	28,091
滋賀	160,450 / 7,510,000	158,741	30,645	157,032	30,315
京都	75,930 / 7,510,000	75,121	14,701	74,312	14,542
大阪	26,220 / 7,510,000	25,941	5,241	25,661	5,184
兵庫	180,440 / 7,510,000	178,518	35,420	176,596	35,039
奈良	41,690 / 7,510,000	41,246	8,040	40,802	7,954
和歌山	34,850 / 7,510,000	34,479	6,965	34,108	6,891
鳥取	66,110 / 7,510,000	65,406	12,725	64,702	12,588
島根	90,000 / 7,510,000	89,041	17,493	88,083	17,305
岡山	158,550 / 7,510,000	156,861	29,821	155,172	29,500
広島	129,970 / 7,510,000	128,585	24,586	127,201	24,321
山口	108,760 / 7,510,000	107,601	21,349	106,443	21,120
徳島	58,540 / 7,510,000	57,916	12,219	57,293	12,087
香川	70,240 / 7,510,000	69,492	13,926	68,744	13,776
愛媛	73,920 / 7,510,000	73,133	14,685	72,345	14,527
高知	50,070 / 7,510,000	49,537	10,769	49,003	10,653
福岡	182,470 / 7,510,000	180,526	36,178	178,582	35,788
佐賀	138,420 / 7,510,000	136,945	26,386	135,471	26,102
長崎	62,850 / 7,510,000	62,180	12,981	61,511	12,842
熊本	189,310 / 7,510,000	187,293	36,368	185,277	35,976
大分	117,690 / 7,510,000	116,436	23,148	115,183	22,899
宮崎	93,600 / 7,510,000	92,603	18,632	91,606	18,432
鹿児島	111,070 / 7,510,000	109,887	22,751	108,704	22,506
沖縄	2,860 / 7,510,000	2,830	916	2,799	906

注1：米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成26年11月）において、平成27年産米の都道府県別のシェアを固定し、当該シェアで按分して平成28年産米の都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値とする旨を公表済み。

注2：端数処理の結果、合計値は一致しない。